

郡山市河川愛護団体報償金支給要綱

平成 24 年 4 月 1 日制定
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 7 年 4 月 1 日一部改正
令和 8 年 3 月 1 日一部改正
[建設構想部河川課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内を流れる河川について河川区域内の除草及び清掃等の愛護活動を自発的に行っている河川愛護団体（以下「団体」という）に対して、市が謝意を表明するため、団体に対し、予算の範囲内において報償金を支給するものとし、その支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償金の支給対象となる団体)

第 2 条 報償金の支給対象となる団体は、郡山地区河川愛護協議会に登録された団体（以下「対象団体」という）とする。

(報償金の算出基準)

第 3 条 報償金は、予算の範囲内において支給するものとし、その報償金の支給額は基本額と加算額の合算額とする。

- 2 基本額は、1 対象団体につき年度額 10,000 円とする。
- 3 加算額は、対象団体の構成員一人当たり、年度額 1,000 円とする。
ただし、100,000 円を限度とする。

(新規対象団体に対する報償金の支給額)

第 4 条 新規に結成された対象団体に対するその年度の報償金については、次の各号の掲げる区分に応じ、支給する。

- (1) 4 月から 6 月までに結成されたとき 基本額と加算額の 2 分の 1 を加えた額
- (2) 7 月から 9 月までに結成されたとき 基本額
- (3) 10 月から翌年 3 月までに結成されたとき 支給しない

(提出書類)

第 5 条 対象団体は年度初めに河川愛護団体活動計画書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 報償金の支給を受けようとする対象団体は 2 月末までに、河川愛護団体報償金支給申請書（第 2 号様式）及び河川愛護団体活動報告書（第 3 号様式）を市長に提出するものとする。

(報償金の支給時期)

第 6 条 報償金は、原則として毎年度 3 月に支給する。ただし、市長が必要と認める場合は、

この限りではない。

- 2 前項の報償金の支給は、第5条第2項の提出書類の提出後、市が活動内容を審査したうえで支給するものとする。

(報償金の使途)

第7条 報償金は、対象団体の活動費に充当するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めたときは、報償金の使途等に関し、対象団体に報告を求めることができる。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年3月1日から施行する。

第1号様式

河川愛護団体活動計画書

年 月 日

郡山市長

河川愛護団体名

代表者職氏名

下記のとおり当河川愛護団体の 年度の活動計画を提出します。

記

1 活動計画

月別	活動計画の内容	参加予定人数	備考
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

2 愛護活動の構成員

別紙のとおり

郡山市長

住 所
河川愛護団体名
代表者職氏名

河川愛護団体報償金支給申請書

年度の河川愛護団体報償金の支給を受けたいので、郡山市河川愛護団体報償金支給要綱に基づき別紙関係書類を添付して申請いたします。

1 申請額

基本額	10,000 円
加算額	1,000 円 × 構成員 人 =	円 ※限度額 100,000 円
合計	 円

2 添付書類

河川愛護団体活動報告書（第3号様式）

河川愛護団体活動報告書

年 月 日

郡 山 市 長

河川愛護団体名

代表者職氏名

下記のとおり当河川愛護団体の 年度の活動実績を報告します。

記

1 活動実績

月別	活動実績の内容	参加人数	備考
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			予定

2 愛護活動の構成員

別紙 1 のとおり

3 活動の状況写真

別紙 2 のとおり